

飼料等検査実施要領の制定について（昭和52年5月10日付け52畜B第793号畜産局長通知）

改正後	現 行
<p>I 飼料等の収去方法</p> <p>1 配混合飼料等</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 試料の採取方法</p> <p>試料の採取方法は、次のとおりとする。ただし、次に規定する方法と同等の精度が得られる場合は、1次試料の採取については、オートサンプラー等を用いることができる。</p> <p>ア 包装した飼料</p> <p>(ア), (イ) [略]</p> <p>(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の飼料であって紙袋で包装したもの</p> <p>[前段略]</p> <p>ただし、検査対象飼料の最大粒径が15ミリメートル以上（ペレットを含む飼料にあつてはペレットの直径10ミリメートル以上）の場合は、任意の2つの容器の内容物全量を親試料とするとともに、<u>JIS, No. 20のインクリメント採取用スコップを用いる場合に</u>あつてはそれぞれの親試料を7区画以上（計35区画以上）、<u>JIS, No. 30のインクリメント採取用スコップを用いる場合に</u>あつてはそれぞれの親試料を6区画以上（計30区画以上）となるように区分する。各区画から1スコップずつ採取して6キログラム以上とし、これを1次試料とする。</p> <p>[表略]</p> <p>(エ) (ア) 及び (イ) 以外の飼料であつて大型輸送容器に詰めたもの容器ごとに内容物全量をシート等の</p>	<p>I 飼料等の収去方法</p> <p>1 配混合飼料等</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 試料の採取方法</p> <p>試料の採取方法は、次のとおりとする。ただし、次に規定する方法と同等の精度が得られる場合は、1次試料の採取については、オートサンプラー等を用いることができる。</p> <p>ア 包装した飼料</p> <p>(ア), (イ) [略]</p> <p>(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の飼料であつて紙袋で包装したもの</p> <p>[前段略]</p> <p>ただし、検査対象飼料の最大粒径が15ミリメートル以上（ペレットを含む飼料にあつてはペレットの直径10ミリメートル以上）の場合は、任意の2つの容器の内容物全量を親試料とするとともに、<u>1次試料の量を10キログラム以上とする。</u></p> <p>[表略]</p> <p>(エ) (ア) 及び (イ) 以外の飼料であつて大型輸送容器に詰めたもの容器ごとに内容物全量をシート等の</p>

上に流下又は堆積させ、流下物又は堆積物の任意の2, 3箇所から1箇所につき5キログラム以上の試料を採取し、各箇所から採取した試料を親試料として(ウ)に準じた方法により5キログラム以上とし、これを1次試料とする。

ただし、検査対象飼料の最大粒径が15ミリメートル以上(ペレットを含む飼料にあつてはペレットの直径10ミリメートル以上)の場合は、流下物又は堆積物のそれぞれ任意の5箇所、計10箇所のうちの任意の2箇所から採取した試料を親試料とするとともに、(ウ)のただし書に規定する方法に準じて試料を採取して6キログラム以上とし、これを1次試料とする。

イ [略]

(4) 試料の縮分方法

(3)により採取した1次試料を次のとおり縮分して、試験用試料及び保管用試料を調製する。ただし、次に規定する方法と同等の精度が得られる場合は、二分器等を用いて調製することができる。

ア [略]

イ 液状以外の飼料

最大粒径が5ミリメートル以下の1次試料(粒径5ミリメートルを超えるものを粉砕して5ミリメートル以下にした後、混合したものを含む。)の場合は、クラフト紙等の上に移してよく混合した後、16区画に区分し、JIS, No. 5のインクリメント採取用スコップで各区画から1スコップずつ試料を採取して、各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

また、最大粒径が5ミリメートル以上の1次試料の場合は、(3)のアの(ウ)に準じた方法によりインクリメ

上に流下又は堆積させ、流下物又は堆積物の任意の2, 3箇所から1箇所につき5キログラム以上の試料を採取し、各箇所から採取した試料を親試料として(ウ)に準じた方法により5キログラム以上とし、これを1次試料とする。

ただし、検査対象飼料の最大粒径が15ミリメートル以上(ペレットを含む飼料にあつてはペレットの直径10ミリメートル以上)の場合は、流下物又は堆積物のそれぞれ任意の5箇所、計10箇所のうちの任意の2箇所から採取した試料を親試料とするとともに、1次試料の量を10キログラム以上とする。

イ [略]

(4) 試料の縮分方法

(3)により採取した1次試料を次のとおり縮分して、試験用試料及び保管用試料を調製する。ただし、次に規定する方法と同等の精度が得られる場合は、二分器等を用いて調製することができる。

ア [略]

イ 液状以外の飼料

最大粒径が5ミリメートル以下の1次試料(粒径5ミリメートルを超えるものを粉砕して5ミリメートル以下にした後、混合したものを含む。)の場合は、クラフト紙等の上に移してよく混合した後、16区画に区分し、JIS, No. 5のインクリメント採取用スコップで各区画から1スコップずつ試料を採取して、各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

また、最大粒径が5ミリメートル以上の1次試料の場合は、(3)のアの(ウ)に準じた方法によりインクリ

ント縮分を行い、各750グラム以上1.5キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

ただし、最大粒径が15ミリメートル以上の1次試料の場合は、1次試料を全量粉砕し、クラフト紙等の上に移してよく混合した後、16区画に区分し、JIS, No. 5のインクリメント採取用スコープで各区画から1スコープずつ試料を採取し、それぞれ500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

II 試料の保管方法

1, 2 [略]

3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名押印及び割印を行う。

ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の割印に立ち会えない場合にあつては、検査職員が割印することについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名押印及び割印を行う。

[以下略]

メント縮分を行い、各750グラム以上1.5キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

II 試料の保管方法

1, 2 [略]

3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名押印及び割印を行う。

[以下略]